

総社市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	区 域	名 称	位 置	区 域
略			略		
総社市昭和公民館	総社市美袋1915番地1	日美、下倉、水内、富山の各分館の区域	総社市昭和公民館	総社市美袋1915番地4	日美、下倉、水内、富山の各分館の区域
略			略		
総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋1915番地1	昭和小学区のうち美袋、日羽、宇山	総社市昭和公民館 日美分館	総社市美袋1915番地	昭和小学区のうち美袋、日羽、宇山
略			略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。